

「小規模企業共済 掛金納付状況及び貸付限度額等のお知らせ」の発送について

2026.03.25

令和8年3月10日（火曜）より、小規模企業共済のご契約者様に対し、「小規模企業共済 掛金納付状況及び貸付限度額等のお知らせ」を順次発送しております。

例年、ご転居等により機構からの郵送物が届かないご契約者様がおられますので、委託機関の皆様におかれましては、ご契約者さまに対し、住所変更等が生じた際に「届出事項変更申出書」をご提出いただくよう、ご案内をお願いいたします。

また、「小規模企業共済 掛金納付状況及び貸付限度額等のお知らせ」の送付状裏面に「小規模企業共済に関する加入資格の再確認のお願い」を記載しております。

加入資格に関し継続的に注意喚起を行っていくという意図であり、加入資格に関し懸念等がないご契約者様は特段対応いただくことはございません。

ご契約者様からお問合せ等があった際は、「加入資格のない例」に該当するなど加入資格に懸念等がある場合のみ、共済相談室にご相談いただくようご案内をお願いいたします。

小規模企業共済に関する加入資格の再確認のお願い

ご加入後に加入資格がないことが判明し、契約が無効となるケースがございます。
つきましては、ご加入時におけるご自身の状況について改めてご確認をお願いいたします。
下記①～⑤に該当している方は、共済相談室（050-5541-7171/ 平日 9:00～17:00）にご連絡ください。

【加入資格のない例】

- ① アパート経営等の事業を兼業している給与所得者、サラリーマンである。
- ② 会社等の役員の地位としてご加入の方で登記事項証明書に役員として未登記である。
- ③ 「中小企業退職金共済制度」「建設業退職金共済制度」「清酒製造業退職金共済制度」「林業退職金共済制度」の被共済者である。
- ④ 加入した地位以外に加入資格のない地位（例：従業員数の要件を超えている会社や医療法人、NPO法人などの役員等）を兼ねており、加入資格のない地位が主たる事業である。
- ⑤ 配偶者等の事業専従者である。（共同経営契約書があり、共同経営者の地位として加入している場合は加入資格があります。）

※その他の加入資格については、「共済サポートnavi」からご確認ください。

